

山形県が育成した登録品種の種苗取扱について

1 山形県が育成した登録品種を自家増殖したい場合

- ① 令和4年4月1日時点の登録品種（出願公表品種）は、**下記3品種を除き**、種苗の適切な管理などの遵守事項を守ることで、これまでと同様、手続きなく自家増殖できます。

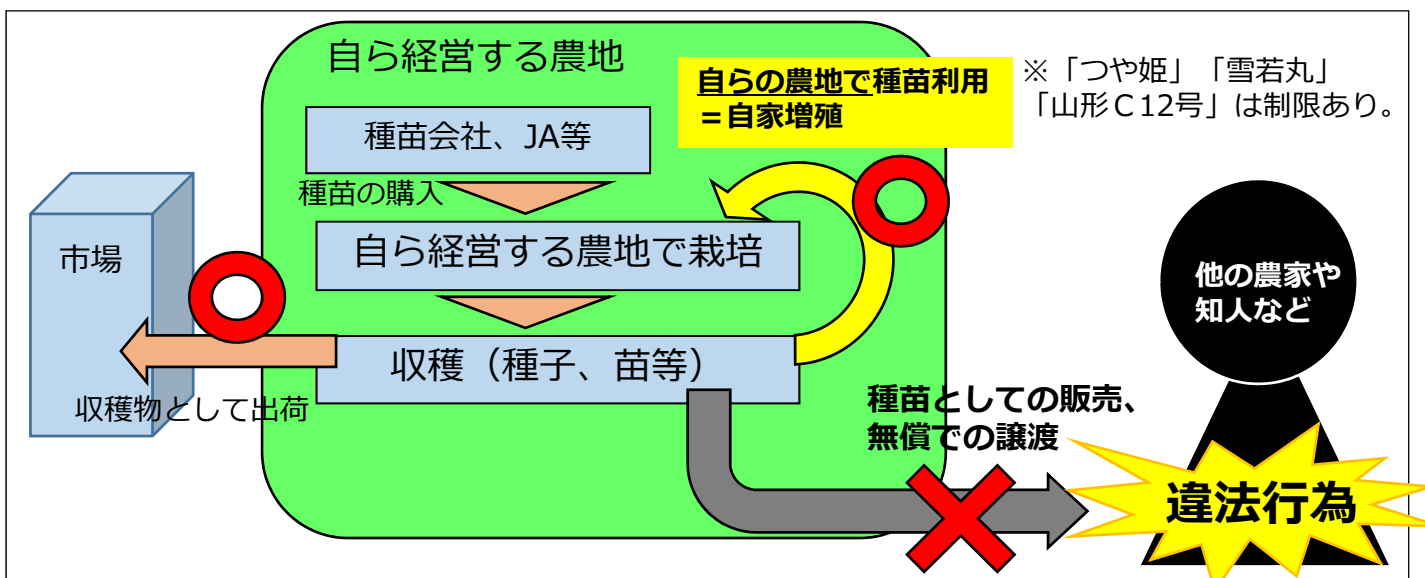
「つや姫」「雪若丸」「山形C12号」は、それぞれ生産者認定制度等で自家増殖を制限しています。

- ② 令和4年度以降に育成される新品種は、品種の特性や生産振興方針等を考慮し、自家増殖の可否を決定します。

2 自家増殖した種苗の取扱

自家増殖とは、収穫物の一部を、**自らの農地に限り**次期作の種苗として用いることです。自家増殖した登録品種の種子や苗（種苗に転用目的の収穫物や剪定枝を含む）は、**販売することも、他の農家や知人などに無償で譲ることも違法**です。

法を犯した場合には、個人の場合①10年以下の懲役、②1千万円以下の罰金のどちらか、又は両方、法人の場合3億円以下の罰金を科される可能性があります。



※農研機構、他都道府県、民間企業等の登録品種の自家増殖に係る取扱は、それぞれの権利者ごとに異なりますので、ホームページ等でご確認ください。

◆山形県の登録品種一覧（令和4年4月1日現在）

作物名		品種名称	作物名		品種名称
水稲	1	里のゆき	おうとう	14	紅てまり
	2	出羽の里		15	紅きらり
	3	こゆきもち		16	紅ゆたか
	4	つや姫【自家増殖禁止】		17	山形C12号【高接ぎ増殖禁止】 (商標：やまがた紅王)
	5	出羽きらり	りんご	18	秋陽
	6	山形95号		19	ファーストレディ
	7	雪女神	西洋なし	20	バラード
	8	山形119号		21	メロウリッチ
	9	雪若丸【自家増殖禁止】	メロン	22	山形メルティ
	10	山形糯128号	いちご	23	おとめ心
	11	山形飼糯138号（出願中）		24	サマーティアラ
そば	12	山形BW5号	ふきのとう	25	春音
べにばな	13	夏祭	たらのき	26	最上A2号 (商標:春かおり)
			食用ぎく	27	山園K4号 (商標:菊名月)

◆登録品種の取扱遵守事項

- ① 山形県の登録品種の種苗は、海外に持ち出さないこと。
- ② 自家増殖する場合、品種特性を維持するために、適切な選別・管理を行うこと。
また、有償・無償を問わず、種苗として第三者に譲渡しないこととし、種苗として用いなかった場合には、遅滞なく廃棄又は食用とすること。
- ③ 必要に応じて、登録品種に関して、県が行う調査へ協力し、指導に従うこと。

◆その他

- ① 山形県では、病害の防止や品質管理のために、定期的な種苗の更新を推奨しています。
- ② 農研機構、他都道府県、民間企業等の登録品種の自家増殖に係る取扱は、それぞれの権利者ごとに異なりますので、ホームページ等でご確認ください。

【お問い合わせ】

山形県 農林水産部 農業技術環境課 (☎023-630-3420)
 県産米ブランド推進課
 園芸大国推進課
 各総合支庁 産業経済部 各農業技術普及課